

令和6年度第3回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和7年1月29日（水）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 6階 第2委員会室

1 会長あいさつ

2 市長への答申について（資料1）

3 市長あいさつ

4 会議録署名者の指名

5 議題

(1) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（資料2、資料3）

(2) 令和7年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）について（資料4）

(3) 令和7年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について（資料5）

6 その他

令和 7 年 1 月 2 9 日

碧南市長 小 池 友 妃 子 様

碧南市国民健康保険運営協議会

会長 小 田 直 樹

令和 7 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和 6 年 1 1 月 1 3 日付け 6 碧国第 1 1 6 号において諮問のありました「令和 7 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて」を慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 方針

市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和 4 年度から 5 か年かけて段階的になくすこととする。

2 令和 7 年度税率改正

令和 4 年度の税率上昇分に前年度の標準保険料率上昇分を加算する（令和 7 年度標準保険料率を超える場合は、当該率を上限とする。）こととし、裏面のとおり改正する。

区 分		改正案	現行	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.6 %	6.7 %	0.9 %
	均等割	32,200 円	29,900 円	2,300 円
	平等割	21,200 円	19,700 円	1,500 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.7 %	2.4 %	0.3 %
	均等割	11,800 円	11,400 円	400 円
	平等割	7,600 円	7,500 円	100 円
介護納付金 課税額	所得割	2.2 %	1.9 %	0.3 %
	均等割	11,300 円	10,700 円	600 円
	平等割	5,900 円	5,400 円	500 円
合計	所得割	12.5 %	11.0 %	1.5 %
	均等割	55,300 円	52,000 円	3,300 円
	平等割	34,700 円	32,600 円	2,300 円

*介護納付金課税額は、40歳から64歳までの被保険者がいる世帯が対象

【参考】令和6年度税率改正

区 分		改正後	改正前	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	6.7 %	6.0 %	0.7 %
	均等割	29,900 円	26,700 円	3,200 円
	平等割	19,700 円	18,000 円	1,700 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.4 %	2.0 %	0.4 %
	均等割	11,400 円	9,700 円	1,700 円
	平等割	7,500 円	6,600 円	900 円
介護納付金 課税額	所得割	1.9 %	1.8 %	0.1 %
	均等割	10,700 円	10,600 円	100 円
	平等割	5,400 円	5,400 円	—
合計	所得割	11.0 %	9.8 %	1.2 %
	均等割	52,000 円	47,000 円	5,000 円
	平等割	32,600 円	30,000 円	2,600 円

碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【令和 7 年 3 月定例会上程予定議案】

1 改正の理由

碧南市国民健康保険事業の健全な財政運営を行うことを目的として、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の税率及び税額（以下「税率等」という。）と標準保険料率との差を段階的に縮めるよう税率等を改めるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

保険税の税率等の改正（第 4 条、第 6 条～第 8 条、第 10 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 29 条関係）

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額算定税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改正する。

区 分		改正後	現 行	比 較
基 礎 課 税 額	所得割額算定税率	100 分の 7.6	100 分の 6.7	100 分の 0.9
	被保険者均等割額	32,200 円	29,900 円	2,300 円
	世帯別平等割額	21,200 円	19,700 円	1,500 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割額算定税率	100 分の 2.7	100 分の 2.4	100 分の 0.3
	被保険者均等割額	11,800 円	11,400 円	400 円
	世帯別平等割額	7,600 円	7,500 円	100 円
介 護 納 付 金 課 税 額	所得割額算定税率	100 分の 2.2	100 分の 1.9	100 分の 0.3
	被保険者均等割額	11,300 円	10,700 円	600 円
	世帯別平等割額	5,900 円	5,400 円	500 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の碧南市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 6 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

4 条例改正による影響額

126,889 千円の歳入増（令和 6 年度当初課税比較）

碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）が改正される予定であることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ並びに低所得者に係る国民健康保険税の減額判定所得基準の引上げのため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 課税限度額の改正（第 3 条関係）

区分	改正後	現行	引上げ額
基礎課税額	66 万円	65 万円	1 万円
後期高齢者支援金等課税額	26 万円	24 万円	2 万円
介護納付金課税額	17 万円	17 万円	—
合計	109 万円	106 万円	3 万円

(2) 減額判定所得基準の改正（第 29 条関係）

区 分		減額判定所得基準
5 割減額 対象世帯	改正後	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（30 万 5,000 円×世帯の被保険者等数）
	現 行	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（29 万 5,000 円×世帯の被保険者等数）
2 割減額 対象世帯	改正後	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（56 万 円×世帯の被保険者等数）
	現 行	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（54 万 5,000 円×世帯の被保険者等数）

3 施行期日

令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

4 議会への報告

地方税法等改正後の市議会に上程予定

令和 7 年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】		A	B	A-B	A/B		
科	目	本年度予算	前年度予算	比 較	伸 び 率	説	明
		千円	千円	千円	%		千円
国民健康保険税	一般分	1,510,180	1,547,908	△37,728	△2.4	医療分（現年課税分）	989,102
						後期分（現年課税分）	357,471
						介護分（現年課税分）	122,204
						医療分（滞納繰越分）	27,968
						後期分（滞納繰越分）	9,660
						介護分（滞納繰越分）	3,775
	退職分	0	6	△6	△100.0	医療分（現年課税分）	0
						後期分（現年課税分）	0
						介護分（現年課税分）	0
						医療分（滞納繰越分）	0
						後期分（滞納繰越分）	0
						介護分（滞納繰越分）	0
	小 計	1,510,180	1,547,914	△37,734	△2.4		
国庫支出金	国庫補助金	0	0	0	0.0		
	小 計	0	0	0	0.0		
県支出金	保険給付費等交付金	4,171,161	4,245,863	△74,702	△ 1.8	普通交付金	4,045,048
						特別交付金	126,113
	小 計	4,171,161	4,245,863	△74,702	△1.8		
財産収入		1	1	0	0.0	国民健康保険事業基金利子	
繰入金	一般会計繰入金	333,968	406,832	△72,864	△17.9		
	保険基盤安定繰入金	292,752	267,519	25,233	9.4		
	未就学児均等割保険料繰入金	4,978	6,656	△1,678	△25.2		
	産前産後期間保険料繰入金	988	1,770	△782	△44.2		
	国民健康保険事業基金繰入金	0	0	0	0.0		
	小 計	632,686	682,777	△50,091	△7.3		
繰越金		20,000	20,000	0	0.0	前年度繰越金	
諸収入	加算金等	6,002	6,002	0	0.0	延滞金	6,000
						過料	1
						加算金	1
	市預金利子	57	33	24	72.7		
	雑入	2,620	2,831	△211	△7.5	第三者納付金	600
						返納金	2,000
	雑入					雑入	20
	小 計	8,679	8,866	△187	△2.1		
歳入合計		6,342,707	6,505,421	△162,714	△2.5		

【歳出】		A	B	A-B	A/B	
科	目	本年度予算	前年度予算	比 較	伸 び 率	説 明
		千円	千円	千円	%	
総務費	一般管理費	93,385	94,179	△794	△0.8	人件費（正規職員10名）、 その他一般事務管理費
	連合会負担金	596	588	8	1.4	
	賦課徴収費	6,073	6,237	△164	△2.6	
	運営協議会費	319	319	0	0.0	国保運営協議会委員 15名
	小 計	100,373	101,323	△950	△0.9	
保険給付費	一般療養給付費	3,446,551	3,516,459	△69,908	△2.0	1人当たり294,577円×11,700人
	退職療養給付費	0	10	△10	△100.0	過年度分
	一般療養費	37,125	38,125	△1,000	△2.6	1人当たり3,173円×11,700人
	退職療養費	0	10	△10	△100.0	過年度分
	審査等手数料	13,926	11,916	2,010	16.9	
	一般高額療養費	545,724	545,724	0	0.0	1人当たり46,643円×11,700人
	退職高額療養費	0	200	△200	△100.0	過年度分
	一般高額介護合算	1,672	700	972	138.9	
	退職高額介護合算	0	1	△1	△100.0	
	一般移送費	50	50	0	0.0	
	退職移送費	0	1	△1	△100.0	
	出産育児一時金	25,011	29,013	△4,002	△13.8	500,000円×50件
	葬祭費	5,000	4,800	200	4.2	50,000円×100件
	傷病手当金	100	100	0	0.0	
	小 計	4,075,159	4,147,109	△71,950	△1.7	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,426,545	1,493,390	△66,845	△4.5	一般 1,426,545 退職 0
	後期高齢者 支援金等分	470,250	489,766	△19,516	△4.0	一般 470,250 退職 0
	介護納付金分	176,325	181,268	△4,943	△2.7	
	小 計	2,073,120	2,164,424	△91,304	△4.2	
保健事業費	特定健康診査等 事業費	50,774	49,845	929	1.9	
	保健衛生普及費	17,279	16,718	561	3.4	
	小 計	68,053	66,563	1,490	2.2	
基金積立金		1	1	0	0.0	
公債費		1	1	0	0.0	
保険税還付金		6,000	6,000	0	0.0	
予備費		20,000	20,000	0	0.0	
歳出合計		6,342,707	6,505,421	△162,714	△2.5	

令和7年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案） 前年度比増減理由

1 歳入

(1) 国民健康保険税

税率等引上げ計上したが、人口減少率を加味し、減額とした。

(2) 県支出金

保険給付費等交付金（普通交付金）

交付対象である歳出の保険給付費が減額見込となったことに伴い、減額とした。

(3) 繰入金

ア 一般会計繰入金

国民健康保険税の税率等引上げによる税収増等に伴い、一般会計からの法定外繰入金（決算補填等目的）を減額とした。

イ 保険基盤安定繰入金

税率等引上げによる軽減世帯の増を見込み増額とした。

ウ 未就学児均等割保険料繰入金

対象者数の減少見込みに伴い、減額とした。

エ 産前産後期間保険料繰入金

対象者数の減少見込みに伴い、減額とした。

2 歳出

(1) 総務費（一般管理費）

2年に一度行う国保証一斉更新が終了し、消耗品費、郵送料、業務委託料の減に伴い減額とした。

(2) 保険給付費

ア 療養給付費

被保険者数の減を見込み、減額とした。

イ 療養費

被保険者数の減を見込み、減額とした。

ウ 高額療養費

1人当たりの給付額の増を見込んだが、人口減少率による減と相殺され同額とした。

エ 出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金

支給件数の減を見込み、減額とした。

(3) 国民健康保険事業費納付金

愛知県が提示した国保事業費納付金（本算定）の額に応じて、減額とした。

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

特定健診委託料における受診者数の増を見込み、増額とした。

イ 健康衛生普及費

郵便料金の引上げにより増額とした。

(5) 保険税還付金

直近の過去3年度の実績から同額とした。

(6) 予備費

前年度と同額を、当初予算にて計上することとした。

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について

1 国民健康保険事業費納付金（本算定）について（愛知県へ納付する金額）

区分		納付金額	1 人当たり納付金額
7 年度	本算定	2,050,216,674 円 (前年度比 : △71,612,217 円)	179,027 円 (前年度比 : +2,149 円)
	仮算定	2,026,509,674 円	176,957 円
6 年度	本算定	2,121,828,891 円	176,878 円

2 市町村標準保険料率について（碧南市）

区分		標準保険料率（本算定）		税率等	
		7 年度 (前年度比)	6 年度	7 年度 (前年度比)	6 年度
医療分	所得割(%)	7.63 (+0.19)	7.82	7.6 (+0.9)	6.7
	均等割(円)	32,747 (+102)	32,645	32,200 (+2,300)	29,900
	平等割(円)	21,259 (△860)	22,119	21,200 (+1,500)	19,700
後期分	所得割(%)	2.79 (△0.14)	2.93	2.7 (+0.3)	2.4
	均等割(円)	11,811 (△142)	11,953	11,800 (+400)	11,400
	平等割(円)	7,668 (△431)	8,099	7,600 (+100)	7,500
介護分	所得割(%)	2.38 (△0.04)	2.42	2.2 (+0.3)	1.9
	均等割(円)	12,045 (±0)	12,045	11,300 (+600)	10,700
	平等割(円)	5,962 (△163)	6,125	5,900 (+500)	5,400

※市町村標準保険料率は、毎年見直しが行われる。